

件名	貧困家庭について
受付日	令和3年12月17日
ご意見・ご提案の概要	<p>冬休みが始まり、給食が無くなる事で食べることもできない子供達はどうするのか。</p> <p>受けの体制の行政ではなく、積極的に調査し手を差し伸べる行政をお願いしたい。</p>
県の考え方	<p>貧困家庭へは、市町村や市町村の社会福祉協議会において、食料支援をはじめとした支援をきめ細やかに行っているところです。</p> <p>また、県では、子ども食堂など子どもの居場所の活動を実施するNPO団体に委託し、支援が必要な子どもやその家庭を訪問し、フードバンクから提供された食料等を届けたり、行政などの相談窓口につなげる活動をおこなっているほか、弁当などを配達し子どもを見守る「子ども宅食」を支援する取組みを行っているところです。</p> <p>引き続き、市町村、民間支援団体と連携し、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。</p>
担当課	健康福祉部 子ども家庭課